



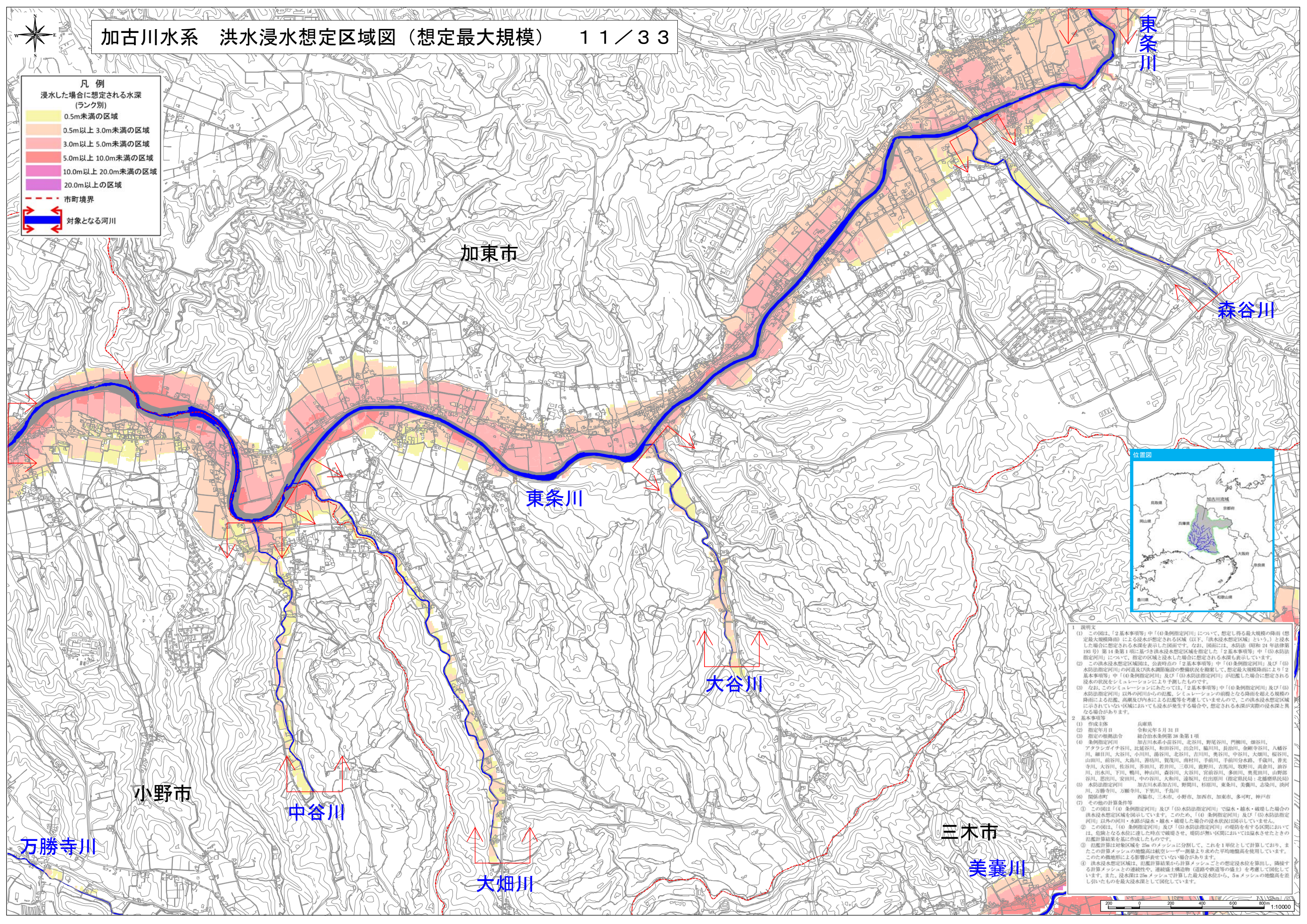
凡例

浸水した場合に想定される水深
(ランク別)

- 0.5m未満の区域
- 0.5m以上 3.0m未満の区域
- 3.0m以上 5.0m未満の区域
- 5.0m以上 10.0m未満の区域
- 10.0m以上 20.0m未満の区域
- 20.0m以上の区域

市町境界

対象となる河川



1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）による浸水が想定される区域（以下、「洪水浸水想定区域」という。）と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法（昭和41年法律第109号）第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「(2)基本事項等」中「(5)水防法指定河川」以外の区域と浸水した場合の想定される水深も表示しています。

(2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を調査して、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前段となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び外水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県

(2) 指定年月日 令和元年5月31日

(3) 指定の根拠法令 総合治水条例第38条第1項

(4) 条例指定河川 加古川水系小谷川、宍谷川、野野谷川、門瀬川、御谷川、アケラガサ谷川、比延谷川、和田谷川、出合川、藤川、長谷川、金剛寺谷川、八幡谷川、細川、大谷川、小川、湯谷川、北谷川、吉川、奥谷川、中谷川、大畑川、桜谷川、山田川、前谷川、大島川、善坊川、賀茂川、南村川、手前川、手前川分水路、千歳川、普光寺川、大谷川、佐谷川、茶山川、若井川、三草川、鹿野川、吉野川、高倉川、油谷川、出水川、下川、鶴川、神山川、森谷川、大谷川、宮前谷川、多田川、美袋川、山野部谷川、思出川、安田川、中の谷川、大和川、遠坂川、仕出原川（指定民局：北播磨民局）水防法指定河川 加古川水系加古川、野間川、杉原川、東条川、美袋川、志染川、淡河川、万勝寺川、方原川、五郎川

(5) 関係市町 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町、神戸市

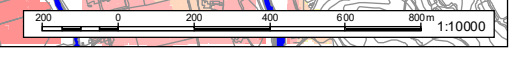
(7) その他の計算条件等

① この図は「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」で深水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を明示しています。このため、「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」以外の河川・水路が深水・越水・破壊した場合の浸水状況は表示していません。

② この図は、「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」の堤防を有する区域においては、堤防上となる区域、高潮及び外水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため微地形による影響が表せていない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続壁・構造物（道路や鉄道等の壁）を考慮して図面化しています。また、浸水高は25mメッシュで計算した最大浸水水位から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図面化しています。





油谷川

加古川

牧野川

加西市

高倉川

三草川

千鳥川

千鳥川

加東市

加古川

加東市

下川

出水川

小野市

加古川



凡例

浸水した場合に想定される水深
(ランク別)

0.5m未満の区域
0.5m以上 3.0m未満の区域
3.0m以上 5.0m未満の区域
5.0m以上 10.0m未満の区域
10.0m以上 20.0m未満の区域
20.0m以上の区域

--- 市町境界

⇄ 対象となる河川

1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定される最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」という。)と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。

(2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河道及び洪水調節施設の状態を踏まえて、想定最大規模降雨による「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が記載した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県

(2) 指定年月日 令和元年5月31日

(3) 指定の根拠法令 総合治水条例第38条第1項

(4) 条例指定河川 加古川水系小苗谷川、北谷川、野尾谷川、門柳川、畑谷川、アタラシガイヤ谷川、比延谷川、和田谷川、出合川、藤川、長治川、金剛寺谷川、八幡谷川、細目川、大谷川、小川川、湯谷川、北谷川、吉川川、奥谷川、中谷川、大畑川、藤谷川、山田川、前谷川、大島川、新渡川、南村川、手島分家流、千鳥川、普光寺川、大谷川、佐谷川、茶田川、若井川、三草川、徳野川、吉馬川、牧野川、高倉川、畑谷川、出水川、下川、鴨川、神山川、森谷川、大谷川、宮前谷川、多田川、奥栗田川、山野部谷川、思出川、安田川、中の谷川、大和川、遠坂川、仕出原川(指定県民局:北播磨県民局)

(5) 水防法指定河川 加古川水系加古川、野間川、杉原川、東条川、美養川、志染川、淡河川、万勝寺川、万願寺川、下里川、千鳥川

(6) 関係市町 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町、神戸市

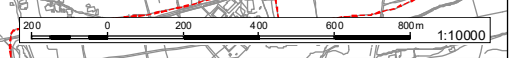
(7) その他の計算条件

① この図は「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で浸水・漏水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を示しています。このため、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・水路が浸水・漏水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。

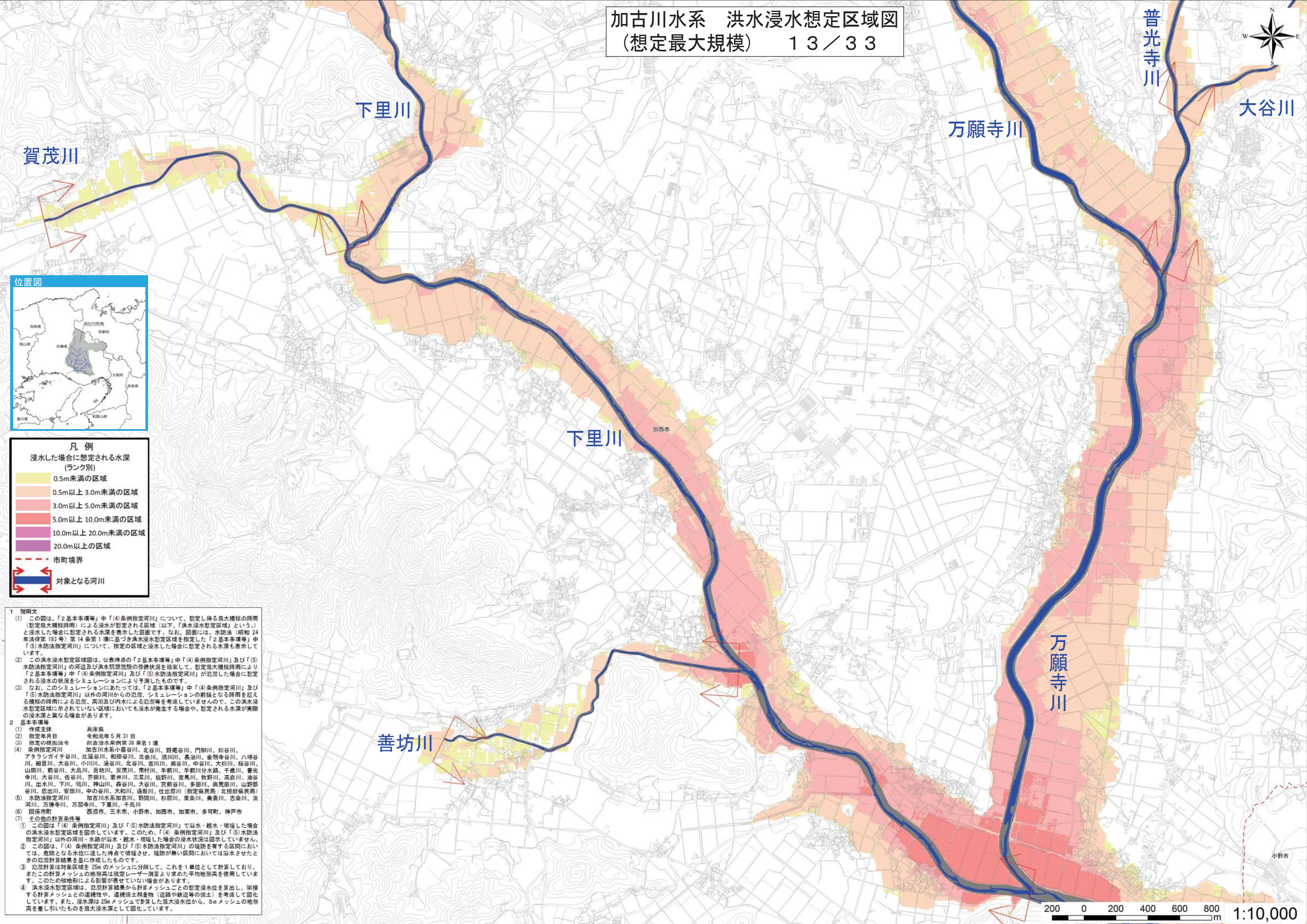
② この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破壊させ、堤防が無い区間においては浸水させたこと、またの氾濫計算結果を基に作成したものです。

③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均的地盤高を使用しています。このため微地形による影響が表せていない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続盛土構造物(道路や鉄道等の盛土)を考慮して図面化しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水水位から、5mメッシュの地盤高を差引いたものを最大浸水深として図面化しています。



加古川水系 洪水浸水想定区域図
(想定最大規模) 13 / 33



凡例
浸水した場合に想定される水深
(ランク別)

0.5m未満の区域
0.5m以上 3.0m未満の区域
3.0m以上 5.0m未満の区域
5.0m以上 10.0m未満の区域
10.0m以上 20.0m未満の区域
20.0m以上の区域

--- 市町境界
 対象となる河川

1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(4) 条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」という。)と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5) 水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。

(2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前段となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

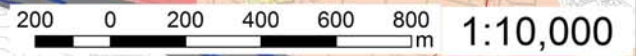
(1) 作成主体 兵庫県
 (2) 指定年月日 令和元年5月31日
 (3) 指定の根拠法令 総合治水条例第30条第1項
 (4) 条例指定河川 加古川水系小苗谷川、北谷川、野野谷川、門柳川、畑谷川、アヲシガイチ谷川、比延谷川、和田谷川、土倉川、徳川川、長治川、金剛寺谷川、八幡谷川、船目川、大谷川、小川川、湯谷川、北谷川、吉川川、奥谷川、中谷川、大和川、桜谷川、山田川、前谷川、大島川、善坊川、賀茂川、南村川、手前川、手前川分水路、千歳川、普光寺川、大谷川、佐谷川、芥田川、若井川、三草川、鹿野川、吉馬川、牧野川、高倉川、油谷川、出水川、下川、鴨川、神山村、森谷川、大谷川、宮前谷川、多田川、奥荒田川、山野部谷川、思出川、安田川、中の谷川、大和川、逸坂川、仕出原川(指定県民局・北播磨県民局)
 (5) 水防法指定河川 加古川水系加古川、野間川、杉原川、東条川、美濃川、志染川、淡河川、万願寺川、万願寺川、下里川、千鳥川
 (6) 関係市町 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町、神戸市
 (7) その他の計算条件等

① この図は「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」で洪水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を図示しています。このため、「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」以外の河川・水路が洪水・越水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。

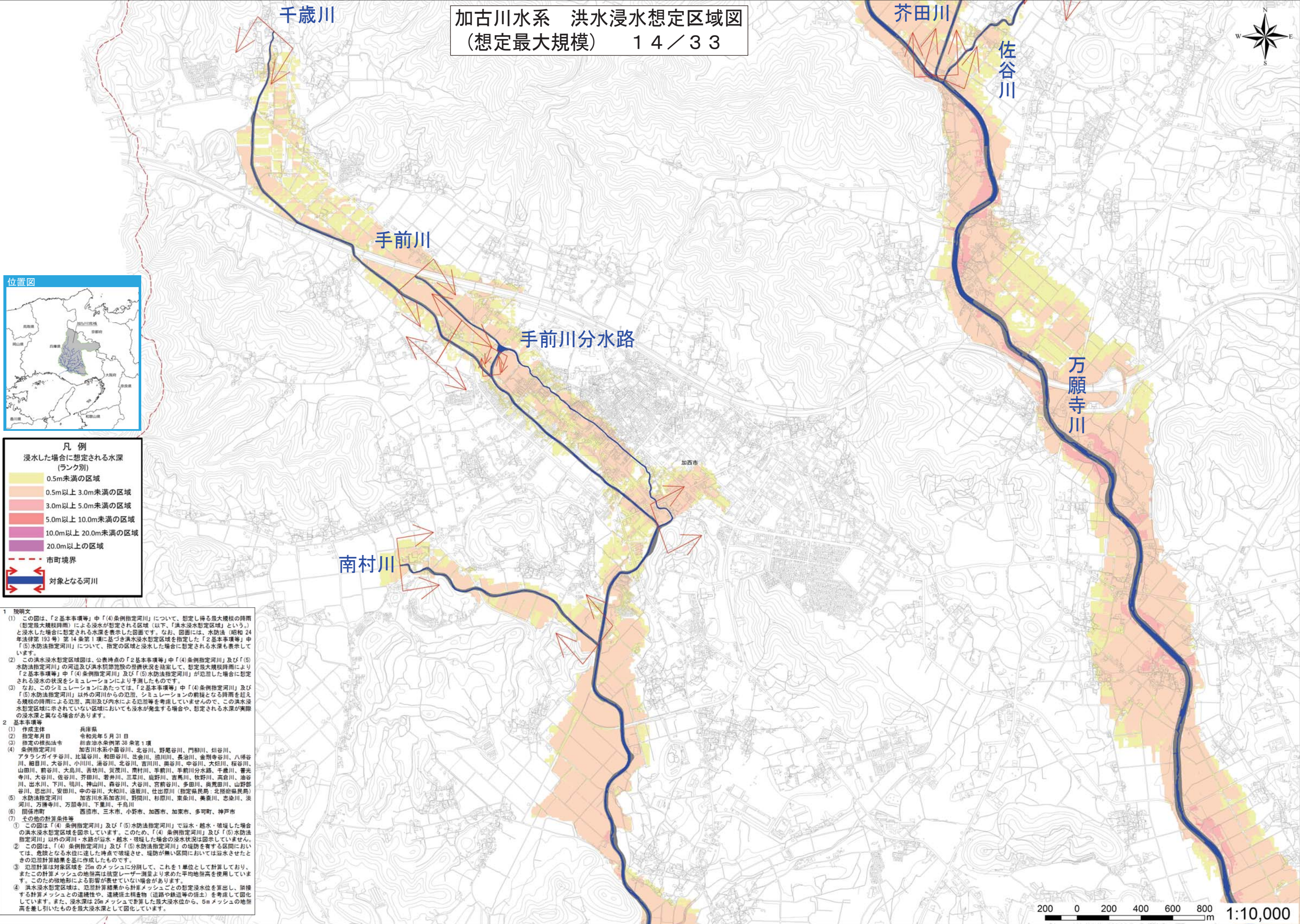
② この図は、「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破壊させ、堤防が無い区間においては溢水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が表れていない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続体土構造物(道路や鉄道等の橋脚)を考慮して図化しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水水位から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図化しています。



加古川水系 洪水浸水想定区域図
(想定最大規模) 14/33



凡例
浸水した場合に想定される水深
(ランク別)

0.5m未満の区域
0.5m以上 3.0m未満の区域
3.0m以上 5.0m未満の区域
5.0m以上 10.0m未満の区域
10.0m以上 20.0m未満の区域
20.0m以上の区域

--- 市町境界
⇄ 対象となる河川

1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(4) 条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」という。)と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5) 水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。

(2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前接となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

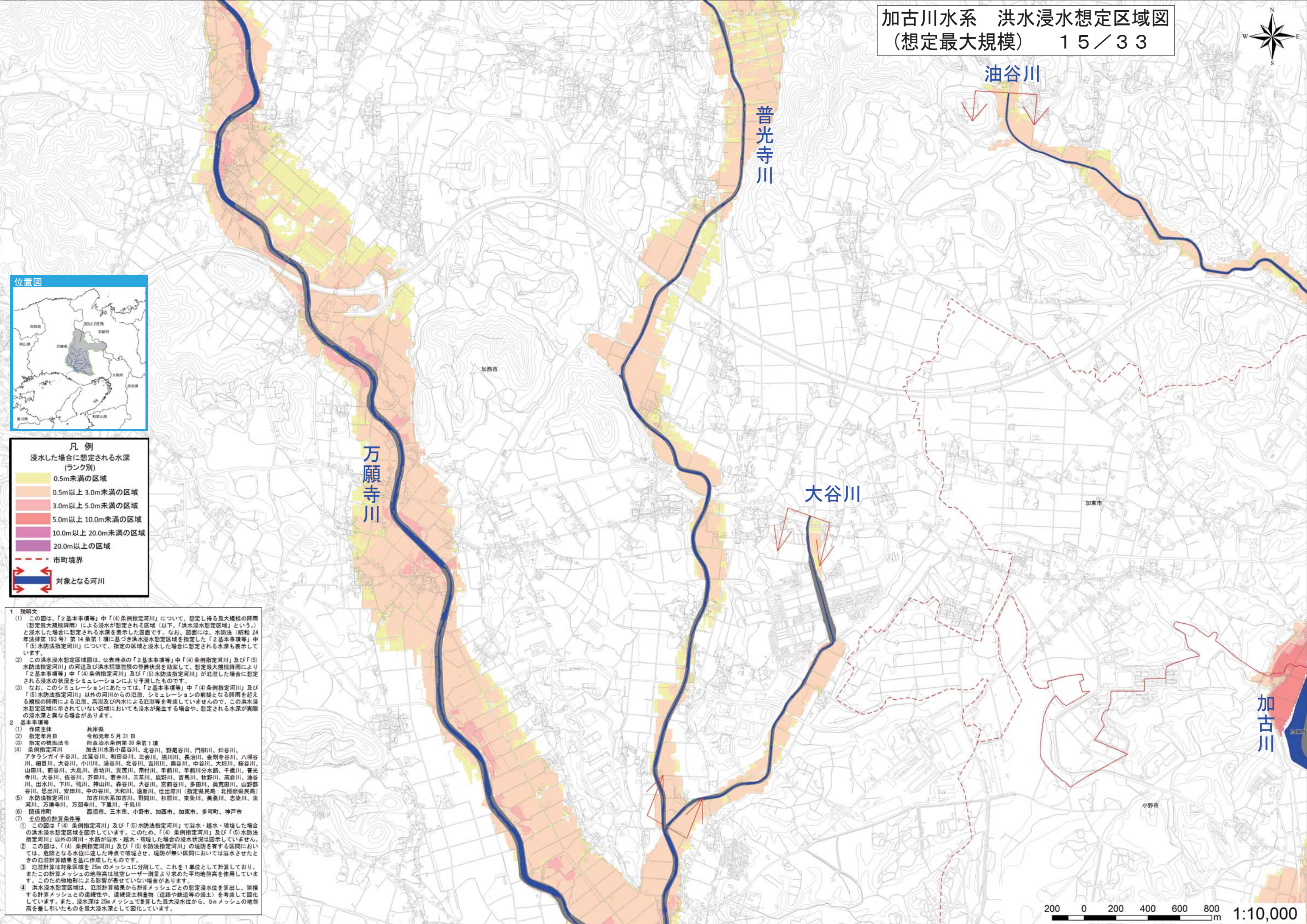
(1) 作成主体 兵庫県
(2) 指定年月日 令和元年5月31日
(3) 指定の根拠法令 総合治水条例第30条第1項
(4) 条例指定河川 加古川水系小苗谷川、北谷川、野鹿谷川、門柳川、畑谷川、アタラシガイチ谷川、比延谷川、和田谷川、比谷川、徳川川、長治川、金剛寺谷川、八幡谷川、細目川、大谷川、小川川、湯谷川、北谷川、吉川川、奥谷川、中谷川、大和川、桜谷川、山田川、新谷川、大島川、善坊川、賀茂川、南村川、手前川、手前川分水路、千歳川、菅光寺川、大谷川、佐谷川、芥田川、若井川、三草川、鹿野川、吉馬川、牧野川、高倉川、油谷川、出水川、下川、鴨川、神山村、森谷川、大谷川、宮前谷川、多田川、奥栗田川、山野谷川、思出川、安田川、中の谷川、大和川、逸坂川、仕出原川(指定県民局:北播磨県民局)
(5) 水防法指定河川 加古川水系加古川、野間川、杉原川、東条川、美濃川、志染川、淡河川、万願寺川、万願寺川、下里川、千島川
(6) 関係市町 西園市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町、神戸市
(7) その他の計算条件等

① この図は「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」で洪水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を図示しています。このため、「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」以外の河川・水路が洪水・越水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。

② この図は、「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破壊させ、堤防が無い区間においては溢水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が表せていない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続体土構築物(道路や鉄道等の橋)を考慮して図化しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水水位から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図化しています。



凡例
浸水した場合に想定される水深
(ランク別)

	0.5m未満の区域
	0.5m以上 3.0m未満の区域
	3.0m以上 5.0m未満の区域
	5.0m以上 10.0m未満の区域
	10.0m以上 20.0m未満の区域
	20.0m以上の区域

--- 市町境界
⇄ 対象となる河川

1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」という)と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。

(2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前段となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県
(2) 指定年月日 令和元年5月31日
(3) 指定の根拠法令 総合治水条例第30条第1項
(4) 条例指定河川 加古川水系小苗谷川、北谷川、野鹿谷川、門柳川、畑谷川、アタラシイチ谷川、比延谷川、和田谷川、比谷川、徳川川、長治川、金剛寺谷川、八幡谷川、細目川、大谷川、小川川、湯谷川、北谷川、吉川川、奥谷川、中谷川、大和川、桜谷川、山田川、新谷川、大島川、善坊川、賀茂川、南村川、手前川、手前川分水路、千歳川、普光寺川、大谷川、佐谷川、芥田川、若井川、三草川、鹿野川、吉馬川、牧野川、高倉川、油谷川、出水川、下川、鴨川、神山川、森谷川、大谷川、宮前谷川、多田川、奥栗田川、山野部谷川、思出川、安田川、中の谷川、大和川、遠坂川、仕出原川(指定県民局:北播磨県民局)
(5) 水防法指定河川 加古川水系加古川、杉原川、東条川、美濃川、志染川、淡河川、万願寺川、万願寺川、下里川、千鳥川
(6) 関係市町 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町、神戸市
(7) その他の計算条件等

① この図は「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」で溢水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を図示しています。このため、「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」以外の河川・水路が溢水・越水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。

② この図は、「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破壊させ、堤防が無い区間においては溢水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が表れていない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続体土構造物(道路や鉄道等の橋脚)を考慮して図化しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水水位から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図化しています。

加古川水系 洪水浸水想定区域図
(想定最大規模) 16 / 33



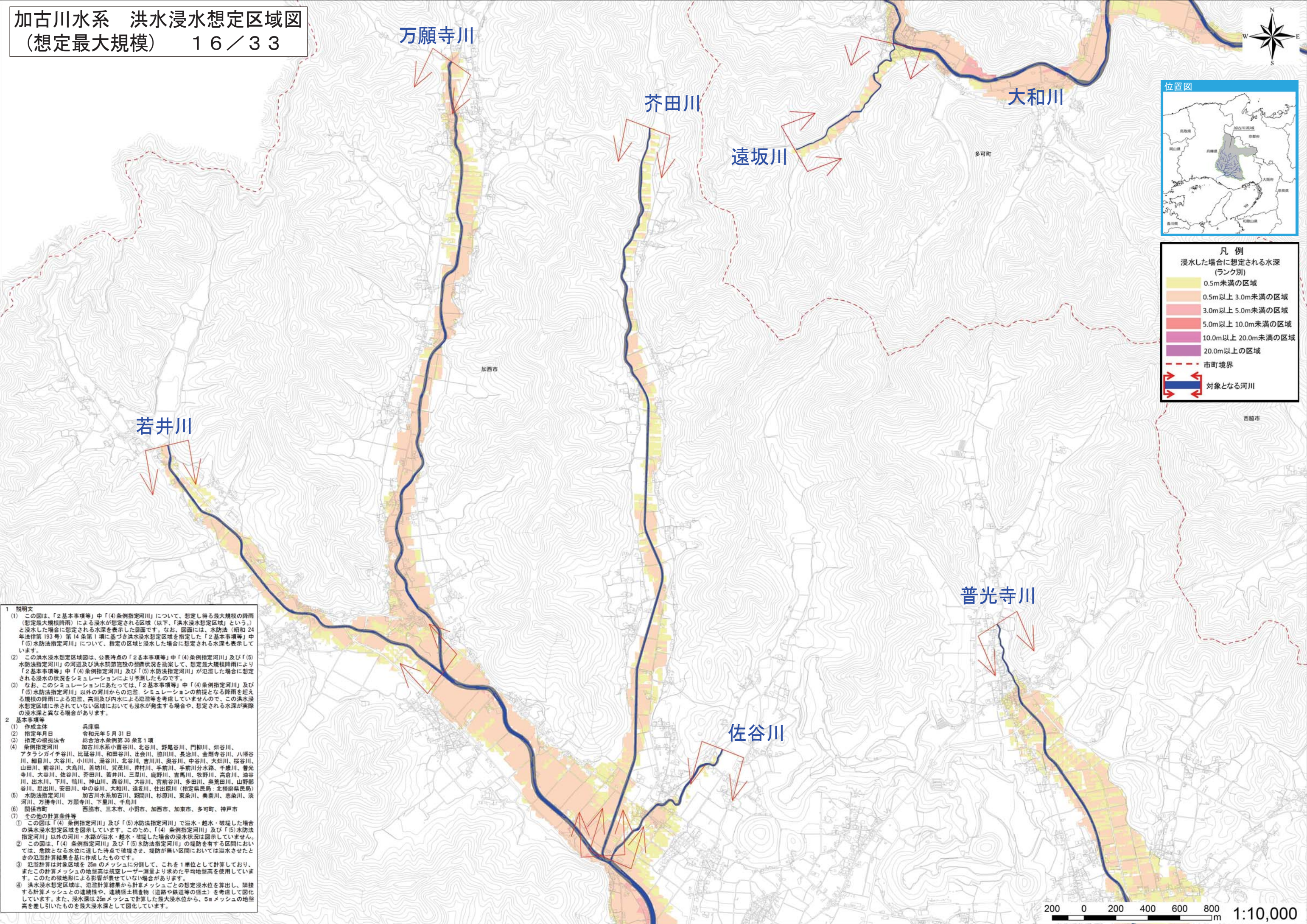
凡例

浸水した場合に想定される水深
(ランク別)

0.5m未満の区域
0.5m以上 3.0m未満の区域
3.0m以上 5.0m未満の区域
5.0m以上 10.0m未満の区域
10.0m以上 20.0m未満の区域
20.0m以上の区域

--- 市町境界

--- 対象となる河川



1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」という。)と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。

(2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県

(2) 指定年月日 令和元年5月31日

(3) 指定の根拠法令 総合治水条例第38条第1項

(4) 条例指定河川 加古川水系小苗谷川、北谷川、野尾谷川、門柳川、畑谷川、アタラシガイチ谷川、比基谷川、和田谷川、出会川、徳川川、長谷川、金剛寺谷川、八幡谷川、細目川、大谷川、小川川、湯谷川、北谷川、吉川川、奥谷川、中谷川、大和川、桜谷川、山田川、前谷川、大島川、善坊川、賀茂川、樽村川、手前川、手前川分水路、千歳川、普光寺川、大谷川、佐谷川、芥田川、若井川、三草川、鹿野川、吉馬川、牧野川、高倉川、油谷川、出水川、下川、鴨川、神山川、森谷川、大谷川、宮前谷川、多田川、奥栗田川、山野谷川、思出川、安田川、中の谷川、大和川、遠坂川、仕出原川(指定県民局:北播磨県民局)

(5) 水防法指定河川 加古川水系加古川、野間川、杉原川、東条川、美奈川、志染川、淡河川、万壽寺川、万願寺川、下里川、千鳥川

(6) 関係市町 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町、神戸市

(7) 支の地の計算条件等

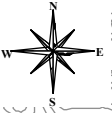
① この図は「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で治水・治水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を算出しています。このため、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・水路が治水・治水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。

② この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破壊させ、堤防が無い区間においては治水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

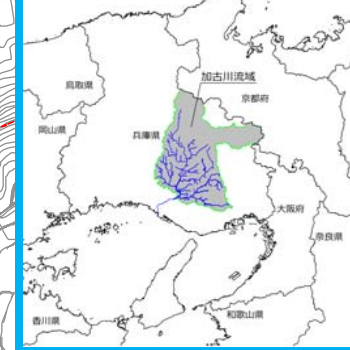
③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形高は航空レーザー測量より求めた平均地形高を使用しています。このため地形による影響が表せていない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水深を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続体土構造物(道路や鉄道等の盛土)を考慮して図化しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水深から、5mメッシュの地形高を差し引いたものを最大浸水深として図化しています。





位置図



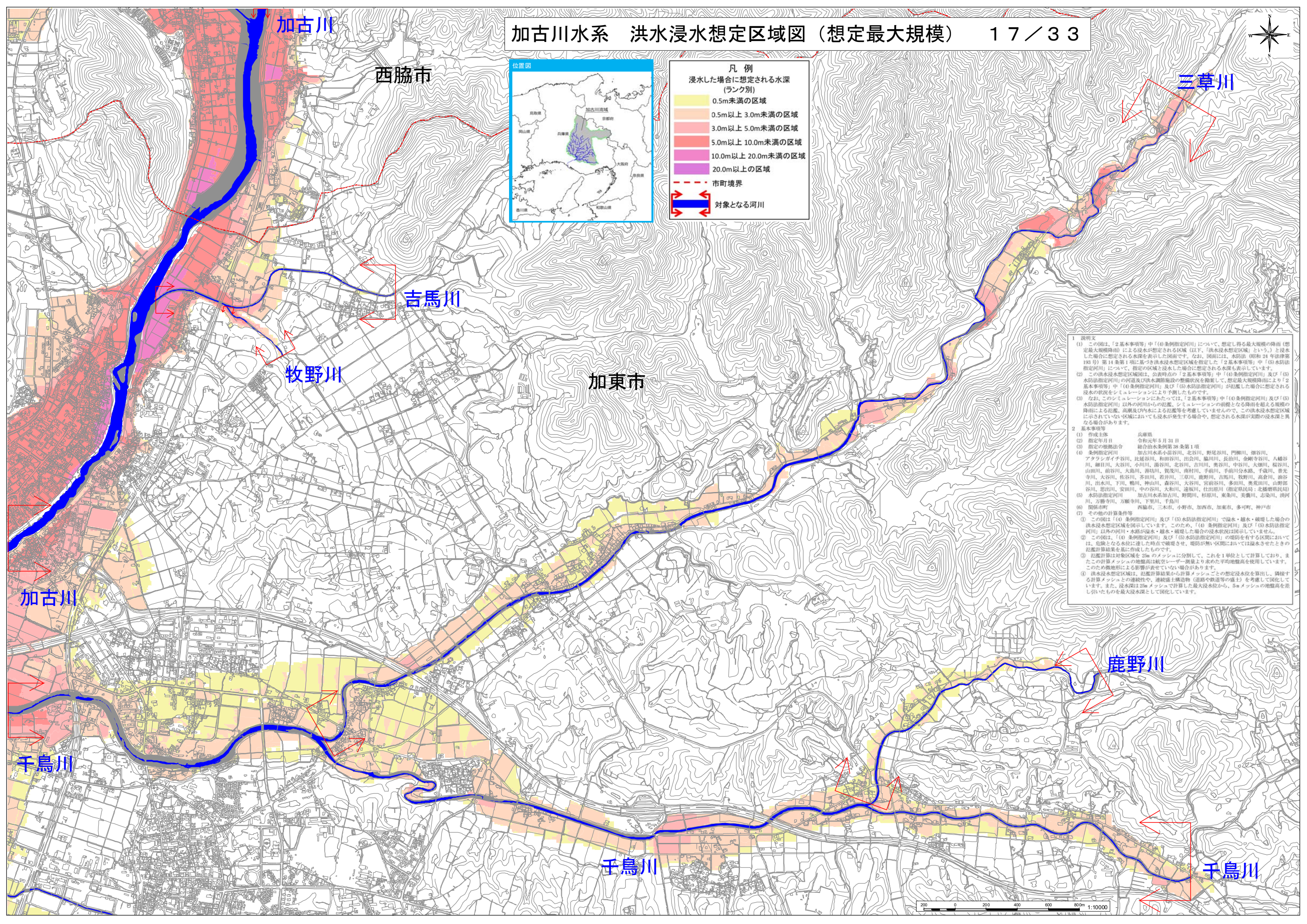
凡例

浸水した場合に想定される水深
(ランク別)

0.5m未満の区域
0.5m以上 3.0m未満の区域
3.0m以上 5.0m未満の区域
5.0m以上 10.0m未満の区域
10.0m以上 20.0m未満の区域
20.0m以上の区域

--- 市町境界

--- 対象となる河川



1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定される最大規模の降雨（想定最大規模降雨）による浸水が想定される区域（以下、「洪水浸水想定区域」という。）と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法（昭和34年法律第193号）第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。

(2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を踏まえて、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況（シミュレーション）により予測したものです。

(3) このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前段となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県

(2) 作成年月日 令和元年5月31日

(3) 指定の根拠法令 総合治水条例第38条第1項

(4) 条例指定河川 加古川水系小雷谷川、北谷川、野尾谷川、門柳川、畑谷川、アヲラシガイチ谷川、比延谷川、和田谷川、出会川、藤川、長谷川、金剛寺谷川、八幡谷川、細目川、大谷川、小川川、湯谷川、北谷川、吉川川、奥谷川、中谷川、大畑川、桜谷川、山田川、前谷川、大島川、御坊川、賀茂川、南村川、手前川、手前川分水路、千成川、普光寺川、大谷川、花谷川、茶山川、若井川、三草川、鹿野川、吉馬川、牧野川、高倉川、前谷川、山田川、下川、下川、森谷川、森谷川、森谷川、多田川、森田川、山崎谷川、想田川、安田川、中の谷川、大和川、遠坂川、住出原川（指定根拠：北播磨県民局）

(5) 水防法指定河川 加古川水系加古川、野間川、杉原川、東条川、美濃川、志染川、淡河川、方勝寺川、方勝寺川、下里川、千島川

(6) 関係市町 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町、神戸市

(7) その他の計算条件等

① この図は「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で漏水・漏水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を算出しています。このため「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・水路が漏水・漏水・破壊した場合の浸水状況は表示していません。

② この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破壊させ、堤防が無い区間においては浸水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため微地形による影響が表せていない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続堤構造物（道路や鉄道等の盛土）を考慮して図化しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水水位から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図化しています。

丹波
篠山市

鴨川

東条川

三田市

加東市

位置図



- 1 説明文
- この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」という。)と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「(2基本事項等)中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。
 - この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨により「(2基本事項等)中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 - なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前線となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、基盤及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- 2 基本事項
- 作成主体 兵庫県
 - 指定年月日 令和 元年 5月31日(西谷川、明神川以外の河川)
令和 年 月 日(西谷川、明神川)
 - 指定の根拠法令 総合治水条例第38条第1項
 - 条例指定河川 加古川水系加古川、北谷川、野尾谷川、門柳川、堀谷川、アヲランガイ谷川、比延谷川、和谷川、出雲川、龍川、長湊川、金剛寺谷川、八幡谷川、穂田川、大谷川、小川川、湯谷川、北谷川、香川川、奥谷川、中谷川、大塚川、桜谷川、山田川、前谷川、大島川、喜坊川、夏茂川、南村川、手前川、手前川分水路、千歳川、善光寺川、大谷川、後谷川、芥田川、若井川、三草川、鹿野川、吉高川、牧野川、高倉川、湯谷川、出水川、下川、堀川、神山川、森谷川、大谷川、香前谷川、多田川、奥野田川、山野前谷川、泉田川、安田川、甲の谷川、大和川、遠坂川、辻出原川(指定県民局:北播磨県民局)
 - 水防法指定河川 西谷川、明神川(指定県民局:丹波県民局)
加古川水系加古川、野間川、杉原川、東条川、美濃川、志染川、淡河川、万寿寺川、万寿寺川、下川川、千早川
 - 指定の前線となる降雨 加古川流域の48時間流域平均雨量 750mm
 - 関係市町 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町、神戸市、三田市、丹波篠山市
 - その他の計算条件等
- ① この図は「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で溢水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を算出しています。このため、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川、水路が溢水・越水・破壊した場合は図面に反映していません。
- ② この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破壊させ、堤防が無い区間においては溢水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。
- ③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの幅員は固定メッシュより求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が表れていない場合があります。
- ④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続壁構築物(道路や鉄道等の盛土)を考慮して図化しています。また、浸水深は20mメッシュで計算した最大浸水水位から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図化しています。

凡例

浸水した場合に想定される水深(ランク別)

- 0.5m未満の区域
- 0.5m以上 3.0m未満の区域
- 3.0m以上 5.0m未満の区域
- 5.0m以上 10.0m未満の区域
- 10.0m以上 20.0m未満の区域
- 20.0m以上の区域

--- 市町境界

対象となる河川

東条川

北谷川

三木市